

鳥獣保護管理政策の現状と 行政上の諸対策について

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
根上 泰子

2025年7月9日 農作物鳥獣被害防止対策研修

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 鳥獣の管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

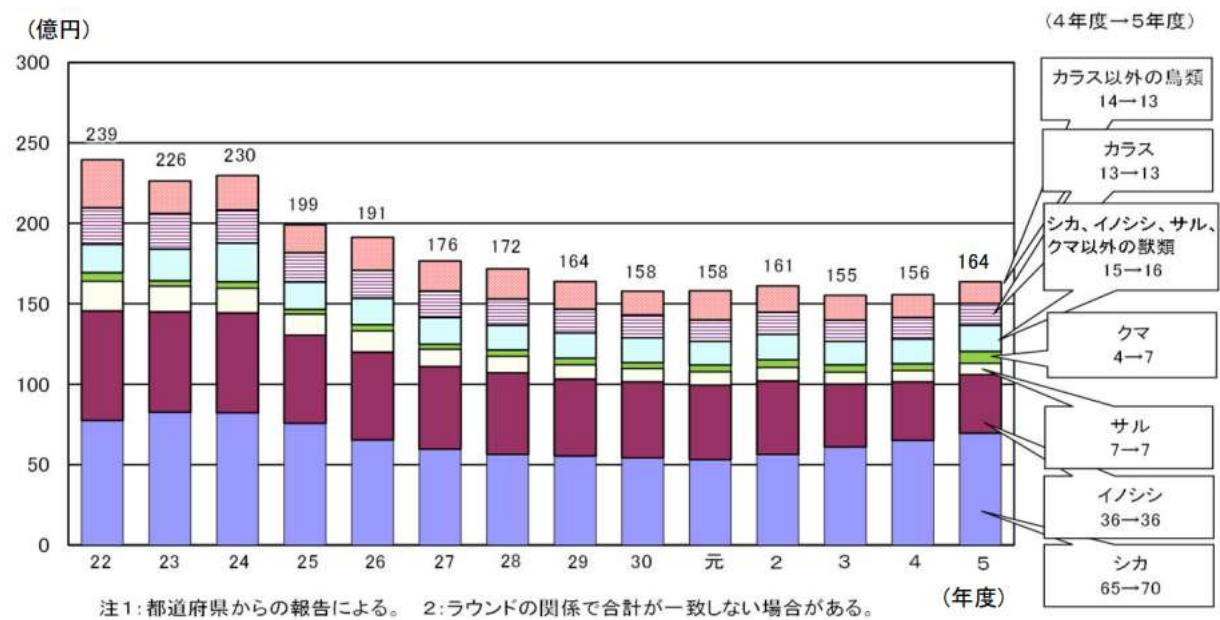
0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）

1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
3. 鳥獣の管理の強化
4. 最近のトピック & 情報提供

はじめに… 野生鳥獣を取り巻く現況（農作物被害）

○ 野生鳥獣による農作物被害額は**164億円**（令和5年度）。
全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。クマの被害も増加。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



シカに食害されたダイズ

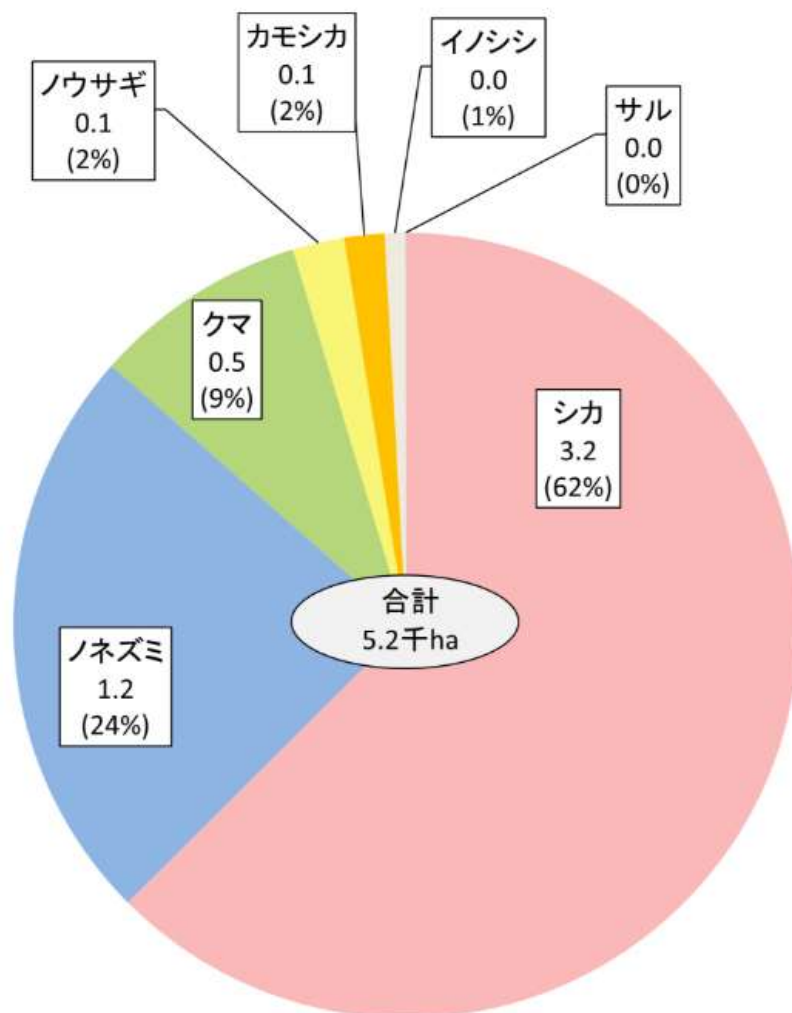


イノシシによる水稲の踏倒

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

主要な野生鳥獣による森林被害面積（令和5年度）

（都道府県からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計）

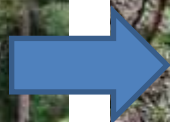


はじめに… 野生鳥獣を取り巻く現況（生態系被害）

北岳

2006年

2007年

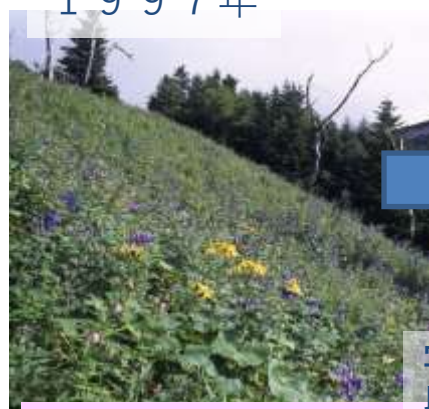


1年で林床の下層植生が消失

聖岳

1997年

2007年



写真提供：中部森林管理局元島氏

シカが好まない植物ばかりに

1979年

塩見岳

2005年



写真提供：
静岡大学増沢武弘教授

写真提供：
鵜飼一博氏

高山のお花畑が消失

2020年 鳳凰三山・地蔵岳

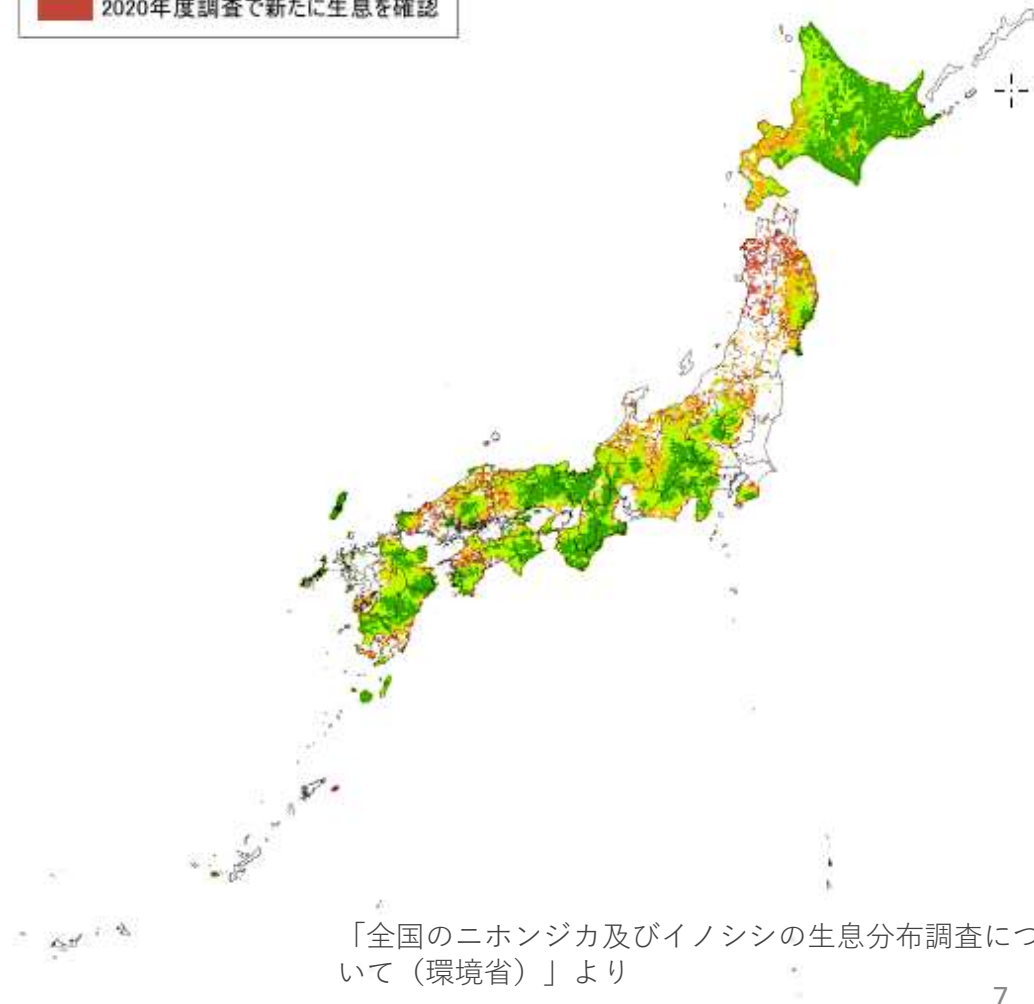


下層植生が失われ土壌流出

はじめに… ニホンジカの分布域の拡大

※1978年(昭和53)年から2018
(平成30)年の40年間で分布域は、
約2.7倍に拡大

2014(平成26)年から2018(平成
30)年で、
東北、北陸、中国地方を中心
に約1.1倍に拡大。



「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布調査について(環境省)」より

はじめに… イノシシの分布域の拡大

※1978年（昭和53）年から2018（平成30）年の40年間で分布域は、**約1.9倍**に拡大。

2014（平成26）年から2018（平成30）年の3年間で、東北、北陸、関東地方を中心に約1.1倍に拡大。



はじめに… ニホンザルの分布域の拡大

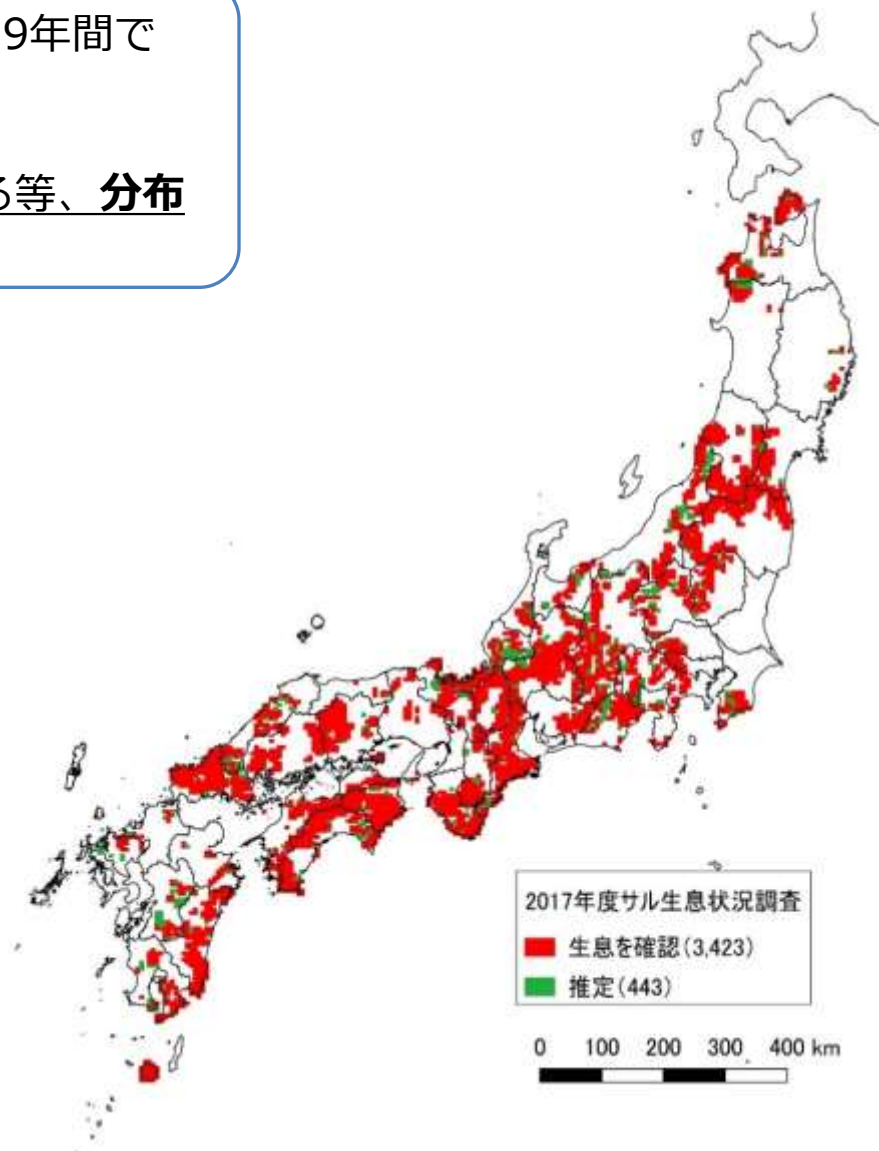
○1978年（昭和53）年から2017（平成29）年の39年間で分布域は、**約1.7倍**に拡大。

○特に、**東北地方で2.3倍、関東地方で1.9倍**になる等、**分布拡大**が顕著。

※ニホンザルの分布メッシュ数

	1978年	2003年	2015年	2017年
確実な生息	2,288	3,471	3,198	3,423
推定生息			493	443
合計	2,288	3,471	3,691	3,866
1978年比		1.517倍	1.613倍	1.690倍
2003年比			1.063倍	1.114倍
2015年比				1.047倍

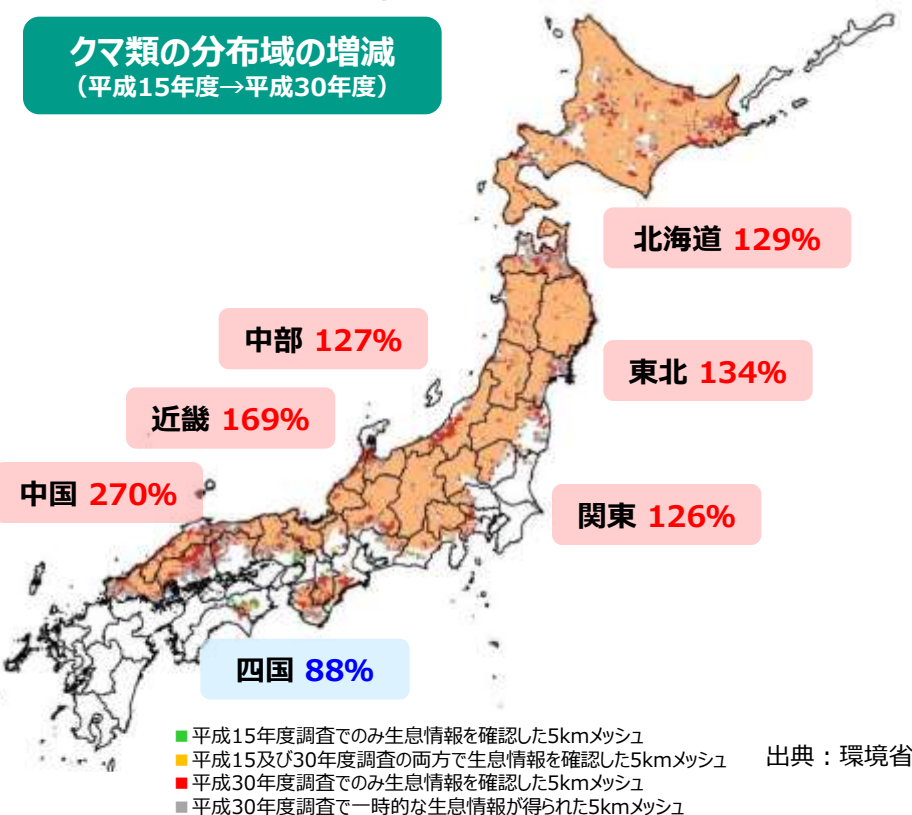
2003年以降では横ばい傾向



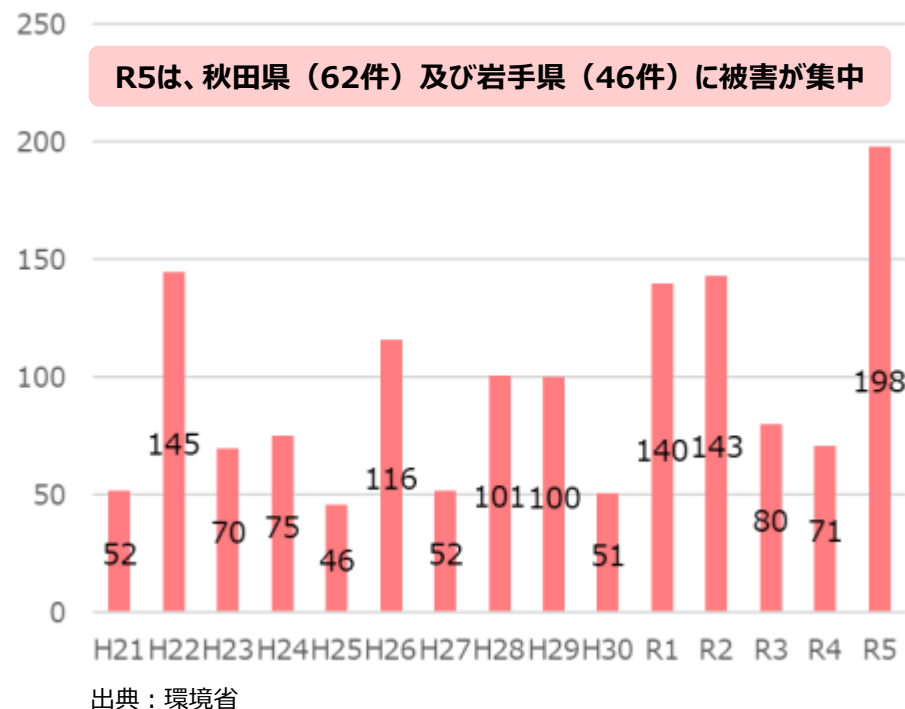
クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息及び被害状況

- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は安定化**。
- 人口減少・高齢化等により、**クマ類の分布が人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。

クマ類の分布域の増減
(平成15年度→平成30年度)



クマ類による人身被害件数



鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）

1. 鳥獣保護管理法の体系と沿革

2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正

3. 鳥獣の管理の強化

4. 最近のトピック & 情報提供

1 - 1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定（全部改正）

現行法の骨格が完成

- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
- ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称）

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

（※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管）

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（ひらがな化）

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施

※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・鳥獣の管理の強化
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

令和7年 鳥獣保護管理法の改正

- ・緊急銃猟

- 鳥獣の保護及び管理
- 狩猟の適正化

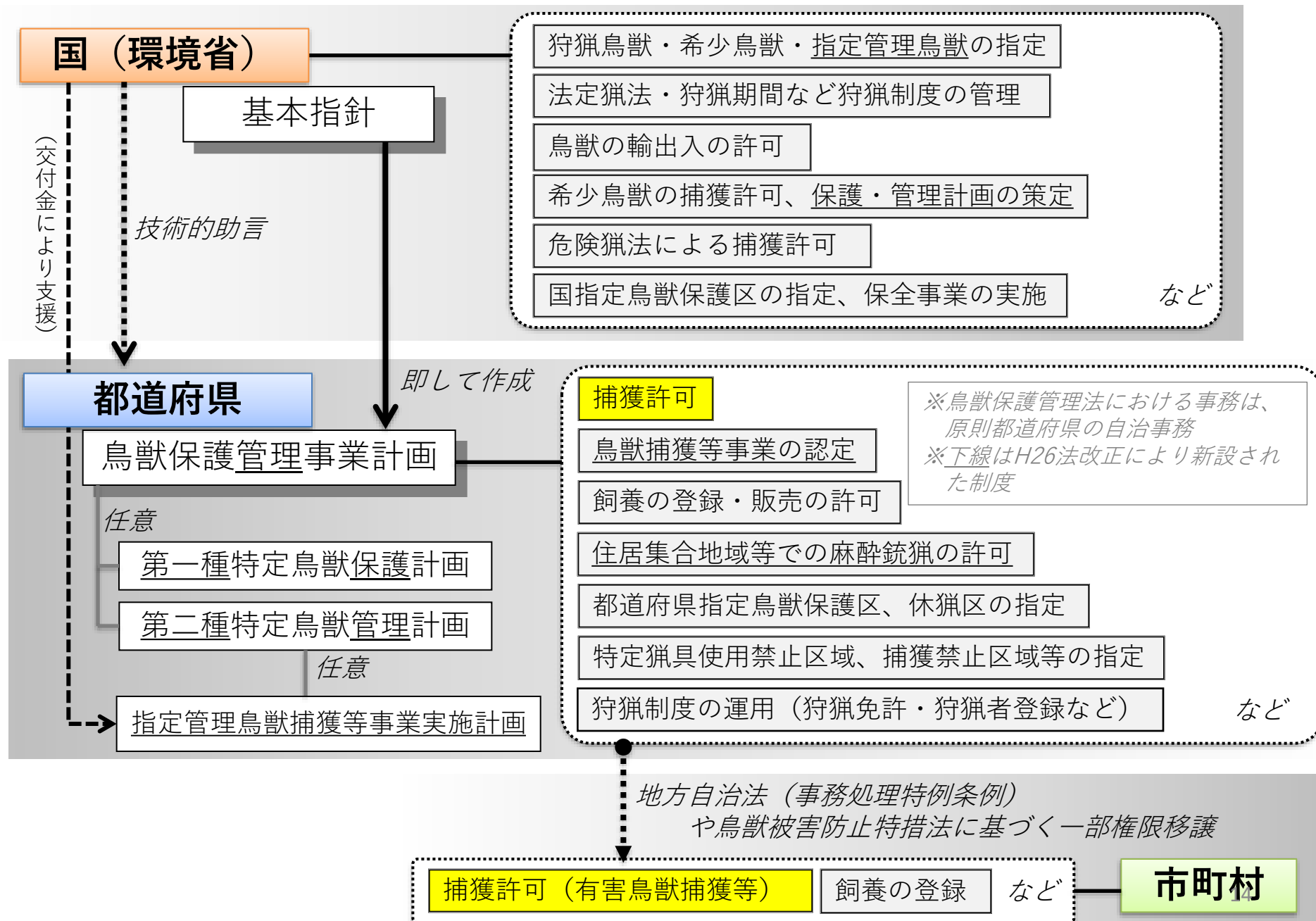


- 生物多様性の確保
- 生活環境の保全
- 農林水産業の健全な発展



自然環境への恵沢を享受、地域社会の健全な発展

1-3. 鳥獣保護管理法の施策体系



1－4．鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

捕獲の分類	狩猟 (登録狩猟) 法第11条	許可捕獲 法第9条			指定管理鳥獣捕獲等事業 法第14条の2
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ・クマ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区 等の狩猟禁止の区域 以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

1 - 5. 狩猟

法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」と定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
※放鳥獣猟区にのみ係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。
※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減（H27年度～）
※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免状が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

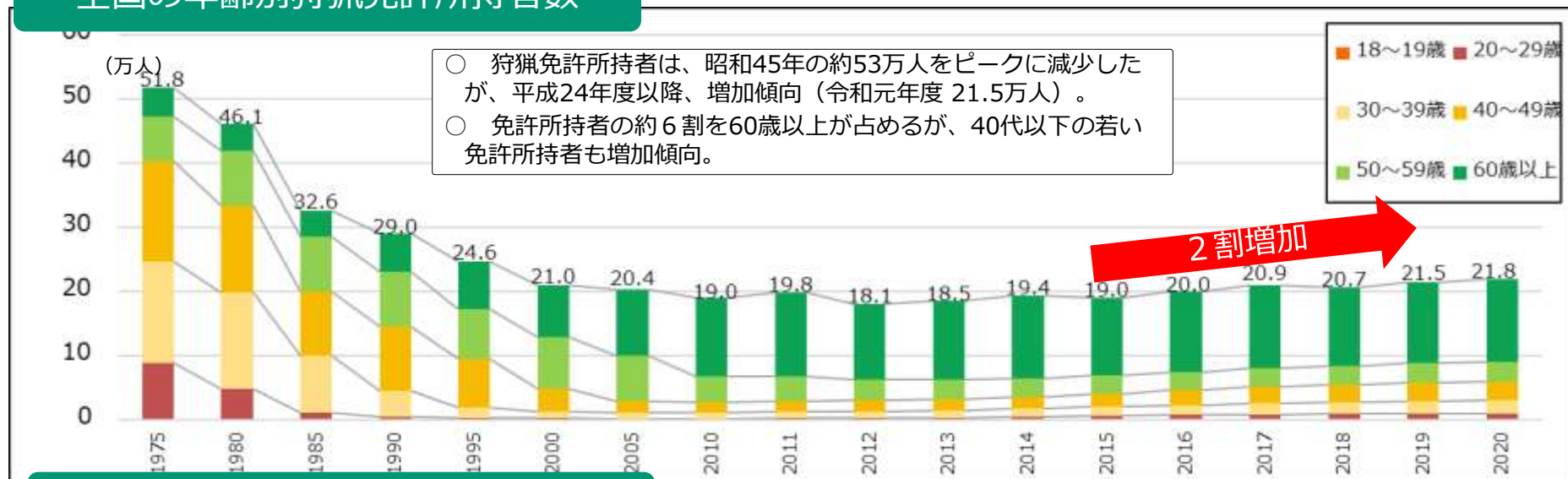
狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免状再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1000円）

狩猟期間

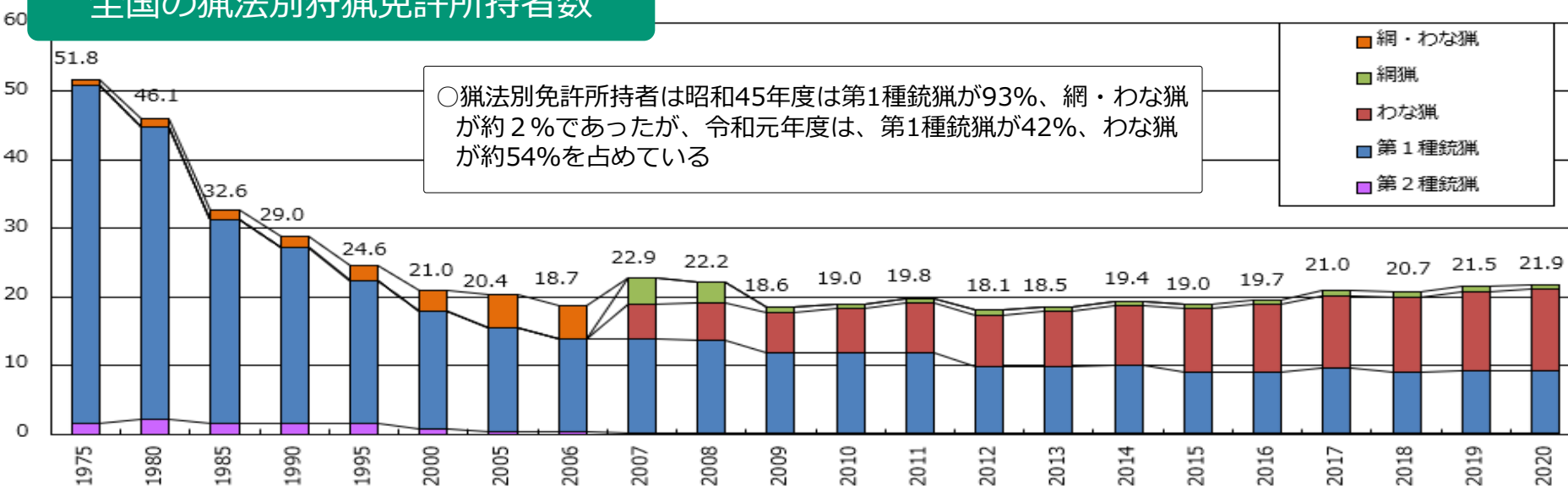
北海道以外：11月15日～2月15日
北海道：10月1日～1月31日
（第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）

狩猟免許所持者数 (S45~R2)

全国の年齢別狩猟免許所持者数



全国の猟法別狩猟免許所持者数



鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 鳥獣の管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】

生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める（第4条）。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

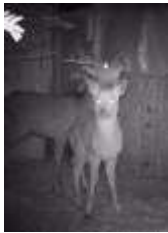
※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。

（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 平成27年5月29日（一部は公布日施行）

2-2. 題名、目的等の改正（第1条、第2条）

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

【目的（第1条）】

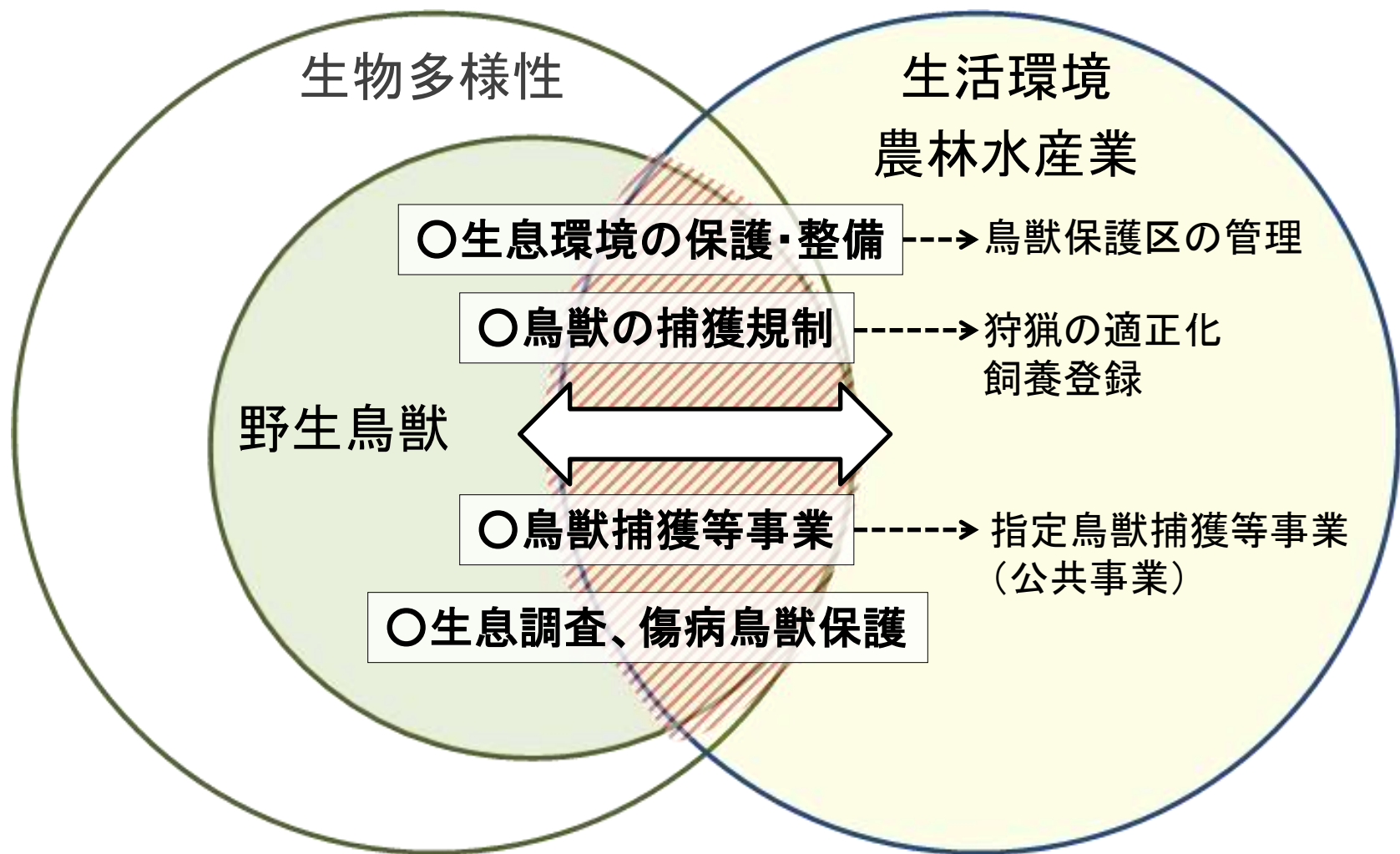
この法律は、鳥獣の保護**及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（**生態系の保護を含む。以下同じ。**）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義（第2条）】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

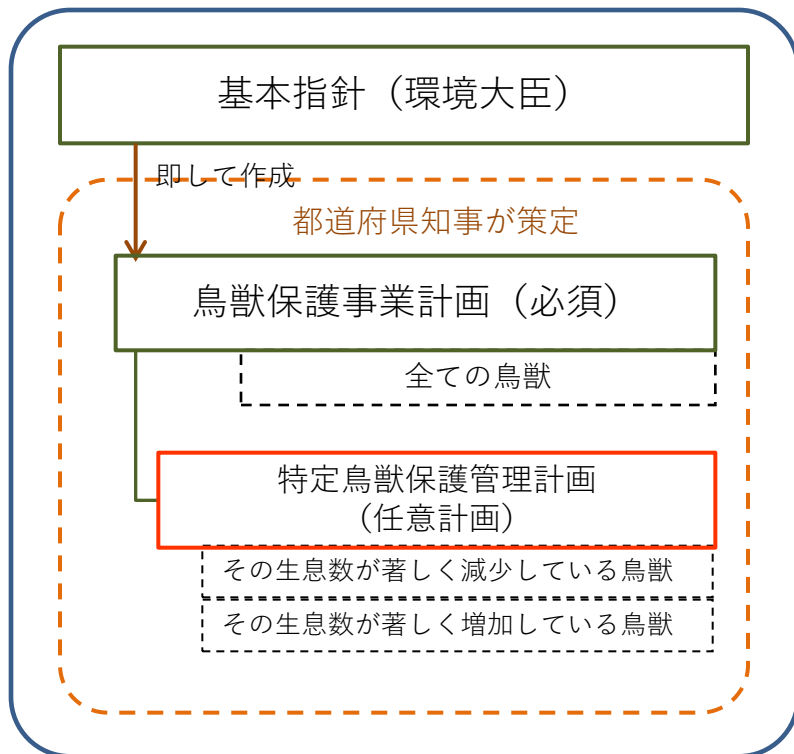
- 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に**増加**させ、若しくはその生息地を適正な範囲に**拡大**させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- **鳥獣の管理**：その生息数を適正な水準に**減少**させ、又はその生息地を適正な範囲に**縮小**させること

2 - 3. 鳥獣保護管理施策の関係性

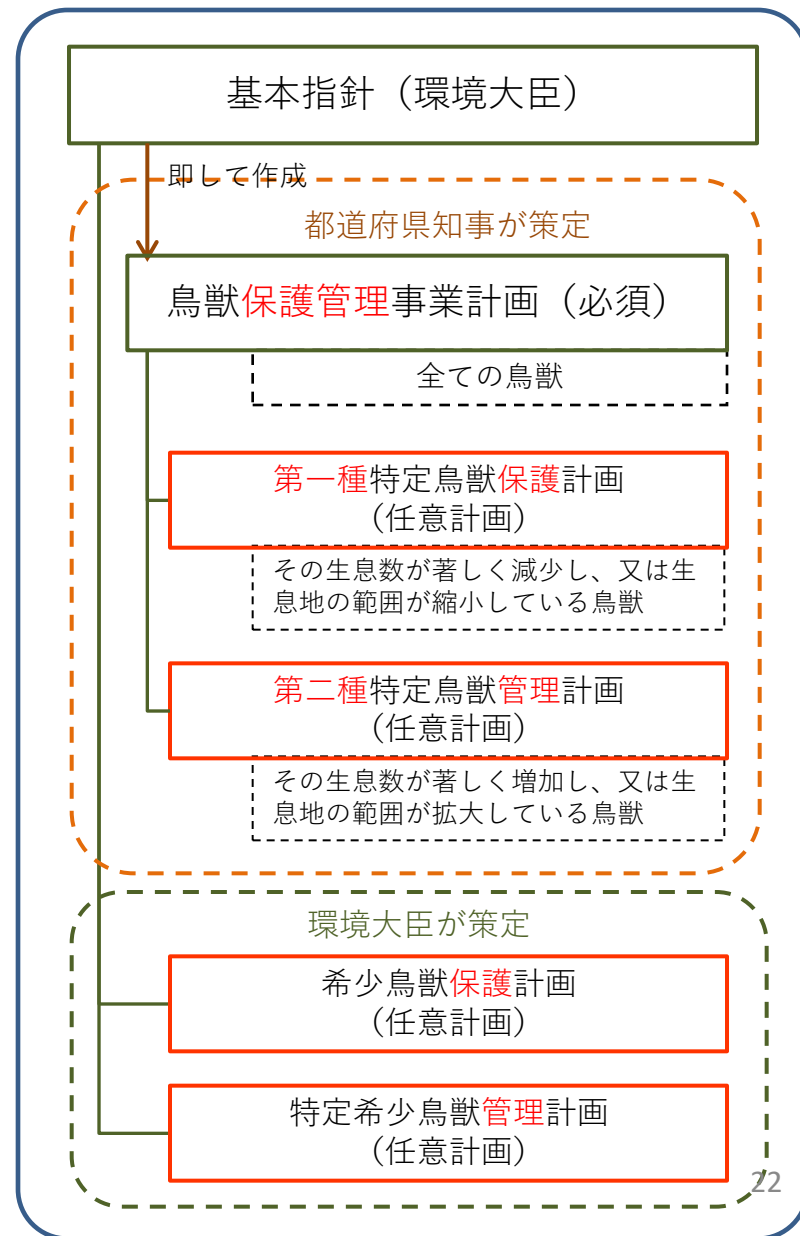


2-4. 施策体系の整理（第3条、第4条、第7条～第7条の4）

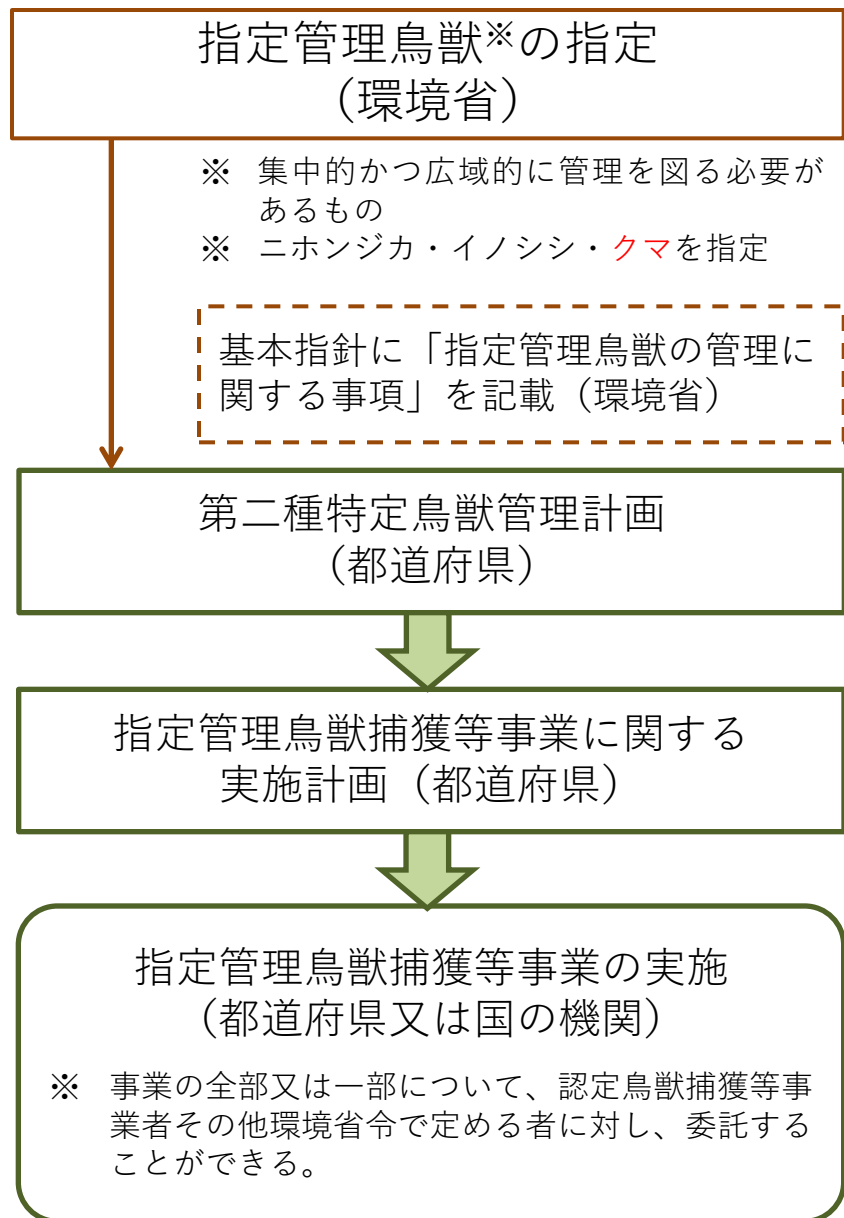
【改正前】



【改正後】



【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止（法第8条）を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

2-6. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合

認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法令上の効果>

- ❑ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- ❑ 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- ❑ 従事者の適性試験の免除
- ❑ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- ❑ 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- ❑ 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- ❑ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- ❑ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

2-7. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

○ 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、

① **シカ**は、**令和10年度までに**、生息頭数の**平成23年度水準からの半減**を目指す。

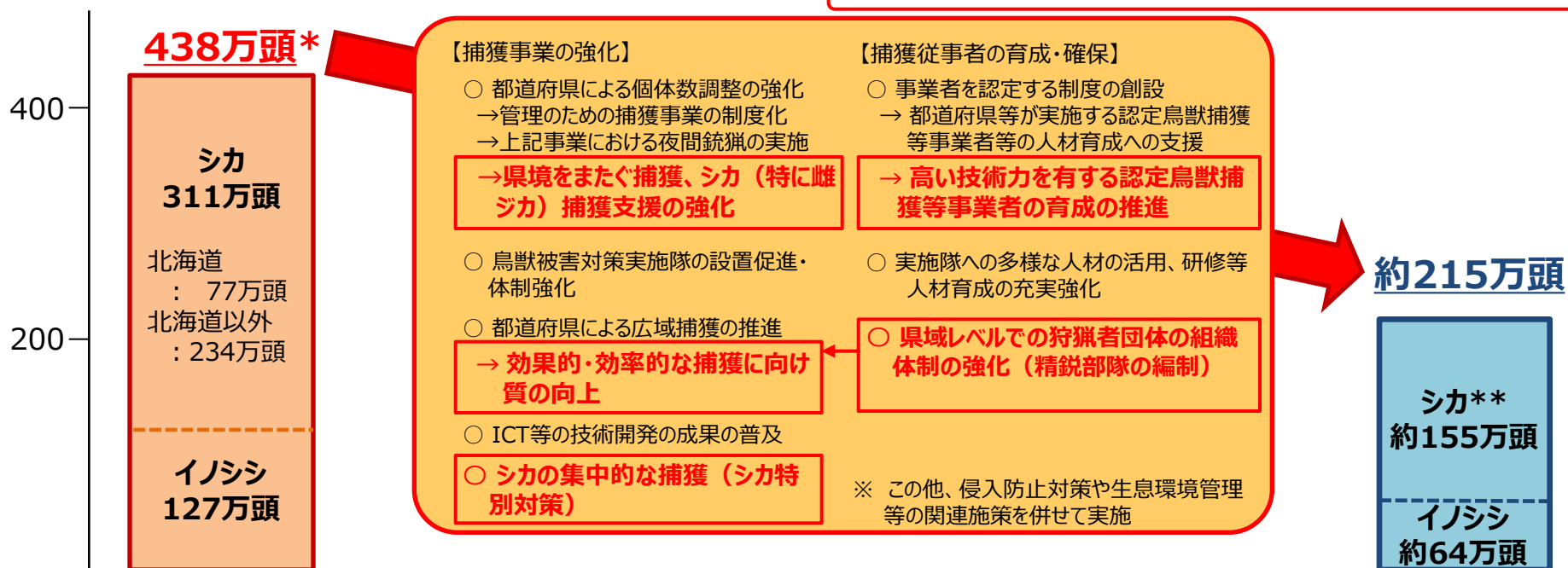
② **イノシシ**は、平成23年度水準の半減を**早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

【捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度**までに半減し、**捕獲圧を維持**

シカ・イノシシ
生息頭数（万頭）



主に以下の3つの捕獲活動を連携し、総合的に推進することで、鳥獣管理対策のより一層の強化

指定管理鳥獣対策事業交付金（環境省）による捕獲 鳥獣保護管理法に基づく都道府県が行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）捕獲事業等を支援

鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）による捕獲 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が中心となった地域ぐるみで行う柵の設置や追払活動、捕獲活動等を支援

狩猟による捕獲
狩猟者による捕獲（※狩猟税の減免措置、鳥獣法の改正による取得年齢の引き下げ等で支援）

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 鳥獣の管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

3 - 1. H26改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

鳥獣の捕獲等の管理の強化

従来の野生鳥獣の管理

- ・ 都道府県において狩猟の規制を一部解除
- ・ 市町村を中心とした、鳥獣の捕獲等の農作物被害対策



深刻な被害を及ぼしている鳥獣について**積極的な管理**に転換

都道府県や国による指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲事業の導入

- ・ 都道府県事業による広域的、計画的な個体群管理の実施
（夜間銃猟や個体の放置も計画に位置づけ限定的に解除）
- ・ 国による都道府県への財政的支援の導入
（指定管理鳥獣捕獲等事業交付金制度の創設）

3 - 2. 各計画の策定状況

令和7年6月25日現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 (※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画(5年計画))		47都道府県
第二種特定鳥獣管理計画 (※ 生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、特に鳥獣の管理を図るための計画(3～5年計画))	ニホンジカ	45都道府県
	イノシシ	45府県
	ニホンザル	29府県
	ツキノワグマ	23道府県
	ニホンカモシカ	8県
	カワウ	8県
	ゴマフアザラシ	1道
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画(令和6年度) (※ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための実施計画(1年計画))	ニホンジカ	40都道府県、1協議会
	イノシシ	24県、1協議会

注:ツキノワグマは、第一種特定鳥獣保護計画を1県で策定済み

3 - 3. 鳥獣保護管理の捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者、捕獲者の育成

- 狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発やイベント実施（環境省、都道府県）

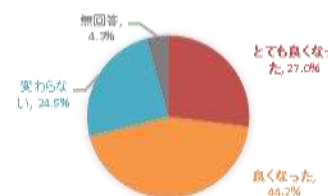
※環境省が実施した捕獲の担い手のきっかけをつくる「狩猟フォーラム」

では、令和5年末までに33都道府県で開催し、
のべ約9,500人(1会場平均250人)が参加。

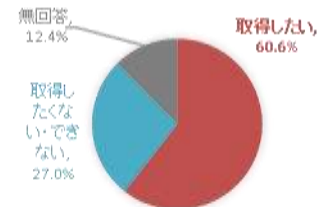
※令和5年度は初めてオンラインで開催。

→フォーラムが狩猟のイメージ向上、免許取得への意欲
向上につながり、狩猟免許受験者の増加にも寄与

フォーラム参加後の狩猟のイメージ



フォーラム参加後の免許取得希望



狩猟者、捕獲者の負担軽減

- 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除

※平成27年度より狩猟者登録者の6割以上となる有害鳥獣捕
獲従事者へ措置が適用され、経済的負担を軽減

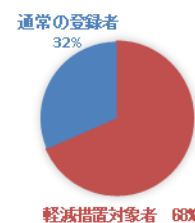
（現在の措置は令和5年4月～令和10年3月末まで。

R6年度以降も延長されている状況）

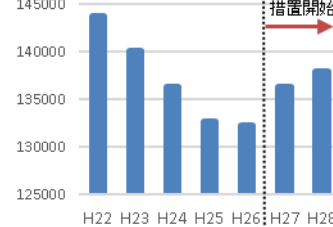
→減少傾向にあった狩猟者登録者数の下げ止め、回復傾向
に寄与

- 都道府県等における狩猟者の負担補助制度

狩猟税の軽減措置状況



狩猟者登録者数



狩猟の拡大、推進

- 都道府県の狩猟による捕獲経費支援を実施（環境省、R3～）
- わな猟・網猟の免許取得年齢を18歳以上に引き下げ（環境省、H27～）

3－4．専門人材の確保・育成

専門的人材の育成

- 特定鳥獣に係る地方公共団体職員の研修
- 認定鳥獣捕獲等事業者講習会
- 鳥獣保護管理に係る人材登録事業（のべ181名）
 - ・鳥獣保護管理プランナー：鳥獣保護管理の計画作りの専門家
 - ・鳥獣保護管理捕獲コーディネーター：被害防除を含む捕獲指導
 - ・鳥獣保護管理調査コーディネーター：調査を行う専門家→民間の資格制度との連携、交付金事業での活用
→登録者の活用促進事業を実施
（登録者を研修等に招へいする際の謝金・旅費を支援）
- 都道府県における専門的職員の配置状況（毎年公表 R5,4時点）
 - ・専門的職員を配置している都道府県数 35 / 47（74%）
 - ・1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 3.6人

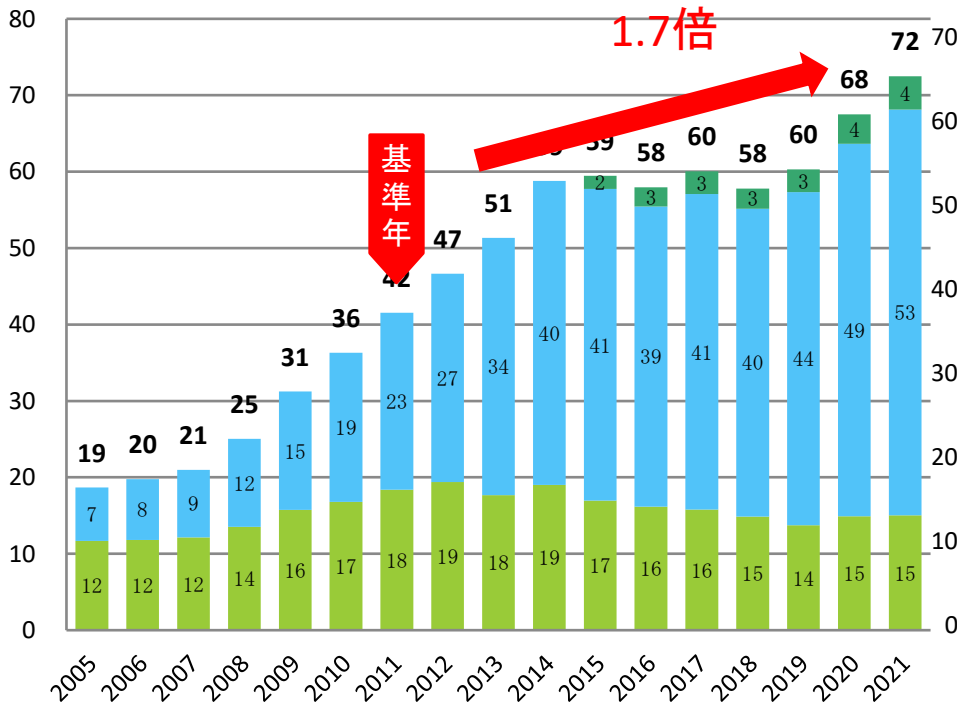
3-5. ニホンジカ・イノシシの捕獲状況

- ニホンジカの捕獲頭数は、近年60万頭前後で推移し、2011年から約1.7倍。2021年は過去最高を記録。
- イノシシの捕獲頭数は、2011年から約1.7倍。これまでの捕獲の取組や豚熱の影響により生息頭数が減少してきていると考えられ、2021年には捕獲頭数が大きく減少。
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は15年で約1/3から約3/4に増加

ニホンジカ・イノシシの捕獲数（捕獲種別）

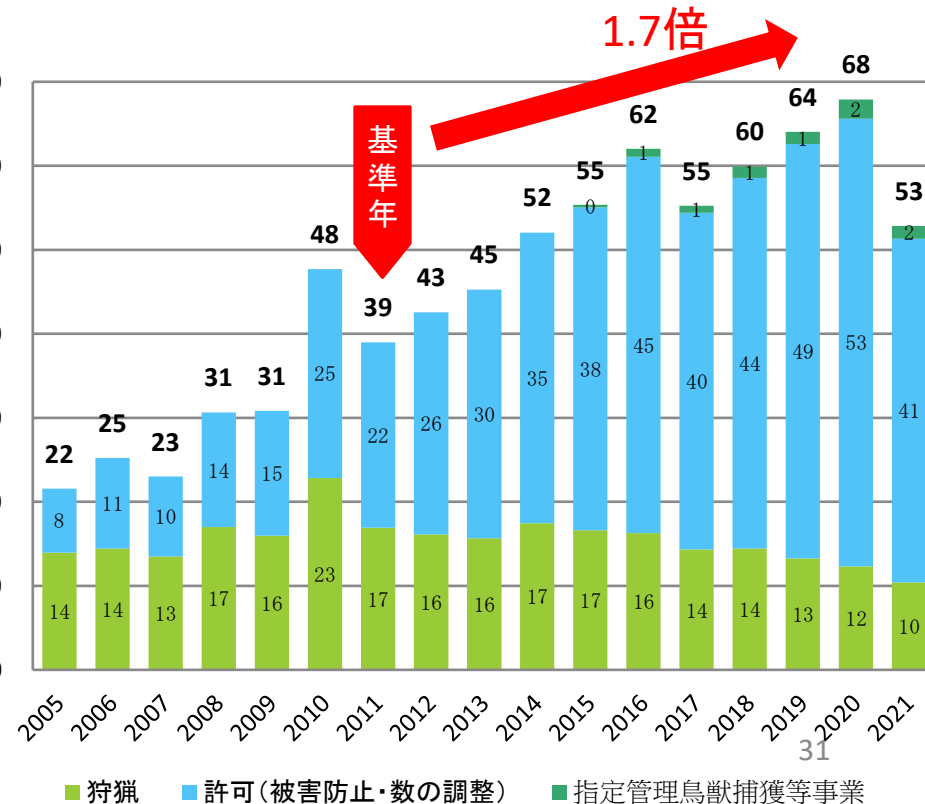
（万頭）

ニホンジカ



（万頭）

イノシシ



■ 狩猟 ■ 許可(被害防止・数の調整) ■ 指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 鳥獣の管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供



【令和7年度予算 200百万円（200百万円）】 環境省
【令和6年度補正予算額 2,500百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

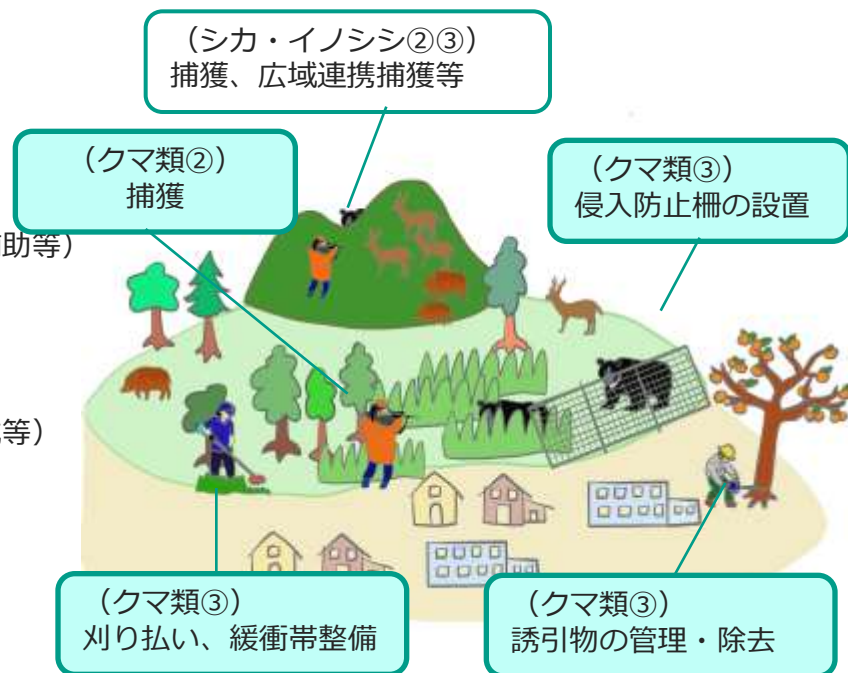
(2) クマ類総合対策事業【拡充】

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②クマ類の捕獲等（人の生活圏周辺等）
- ③出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等）
- ④出没時の体制構築（出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等）
- ⑤専門人材育成（都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／2、2／3、定額）
- 交付対象 都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



【参考】令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金 ニホンジカ、イノシシ交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象 事業者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施	都道府県 協議会	都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	- 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 - 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県	事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲、ニホンジカの生息密度が20頭/kmを超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県が行うニホンジカの捕獲については事業費の2/3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	<都道府県の場合> - 効果的な捕獲手法の技術開発等 - 市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施 - 都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施 <協議会の場合> - 広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施 - 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県 協議会	「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。 - ただし、北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。 - ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。 - 都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行う都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画（実施要領別記様式第5 別添）」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出）
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等	都道府県 協議会	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施	都道府県	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	- ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 ・狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等 - 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 ・狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組の実施 （※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地において適切に埋設処分した場合も支援対象）	都道府県	- ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 ・1頭9千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり10千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ・1 処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 - 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 ・1 頭8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり9千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各1頭目から支払い） ・処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）

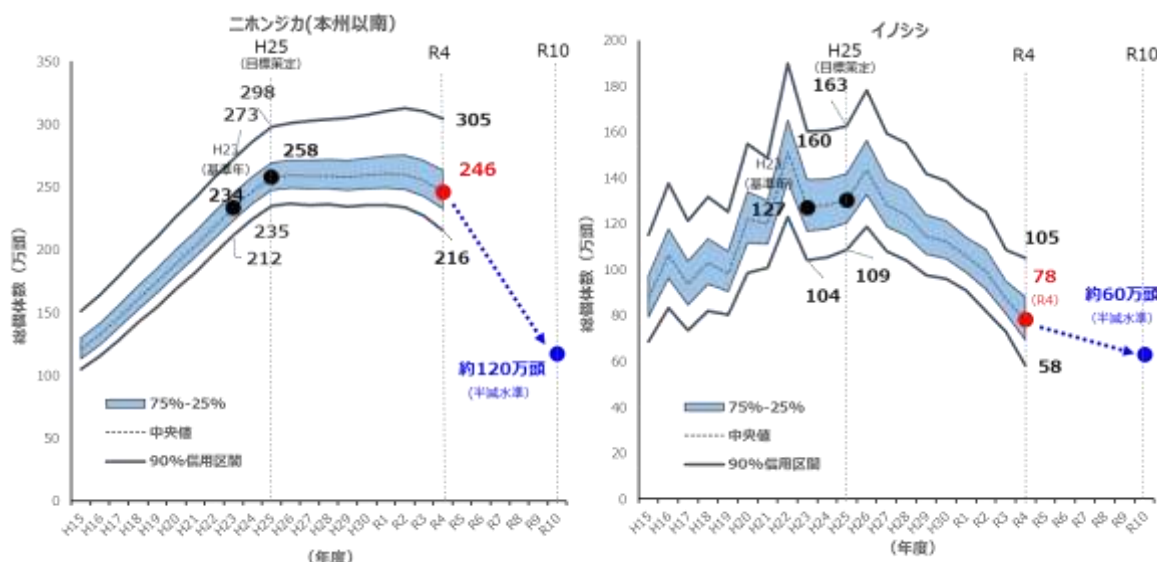
【参考】令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金 クマ類交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象 事業 者	間接交付 対象者	交付割合
①計画策定・調査等事業	➢ 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等。 ➢ 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施。	都道府県 協議会	-	➢ 事業費5,000千円を上限とする定額（都道府県） ➢ 事業費10,000千円を上限とする定額（協議会） ➢ ただし、いずれも定額を超える事業費分は1／2以内 ➢ 交付上限額は12,500千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかる認められる場合に限り、事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円。） 、15,000千円（協議会）
②捕獲等事業	➢ 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。 ➢ 捕獲個体の搬出・処分の実施。	都道府県	市町村	➢ 事業費の1／2以内（都道府県） ➢ 事業費の1／2以内（市町村） （国1／2以内、都道府県1／4以上）
③出沒防止対策事業	➢ 市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、見回り、学習会の開催、普及啓発の実施。	都道府県	市町村	➢ 事業費の1／2以内（都道府県） ➢ 事業費の1／2以内（市町村） （国1／2以内、都道府県1／4以上）
④出沒時の体制構築事業	➢ 市街地・集落等への出沒を想定した研修・訓練、出沒対応マニュアルの作成。 ➢ ICT等を活用した出沒情報の収集・提供の実施。	都道府県	市町村	➢ 事業費の1／2以内（都道府県） ➢ 事業費の1／2以内（市町村） （国1／2以内、都道府県1／4以上）
⑤クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	<都道府県> ➢ クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 <協議会> ➢ 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。	都道府県 協議会	-	➢ 事業費2,000千円を上限とする定額 ➢ ただし、定額を超える事業費分は1／2以内

ニホンジカ・イノシシの半減目標

- ニホンジカ、イノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化。
- 平成25年12月、環境省と農林水産省で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定。**ニホンジカ・イノシシの個体数の令和5年度までの半減**（平成23年度比）を目指し、捕獲対策等を強化。
- その結果、イノシシは順調に減少する一方、ニホンジカは未だ高い水準にあり、令和5年度の目標達成は難しい状況。
- このため、令和5年9月に環境省と農林水産省で、**目標の期限を令和10年度まで延長**することを公表。
- 環境省では、**指定管理鳥獣対策事業**により、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲対策等を支援。

ニホンジカ・イノシシの推定個体数



【出典】環境省

※ 新たな捕獲データ等を追加して過去に遡って個体数を推定するため、今後の推定個体数も変化する可能性がある。

指定管理鳥獣対策事業

- 都道府県が奥山等において実施する指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲対策等に対する交付金。
- 令和7年度予算額：合計27億円
（令和7年度当初2億円、令和6年度補正25億円）
- 令和6年度は45都道府県2協議会が本交付金を活用し、約5万9千頭を捕獲。



2013年



2021年

シカによる高山帯のお花畑の被害（南アルプス国立公園）

写真：静岡県

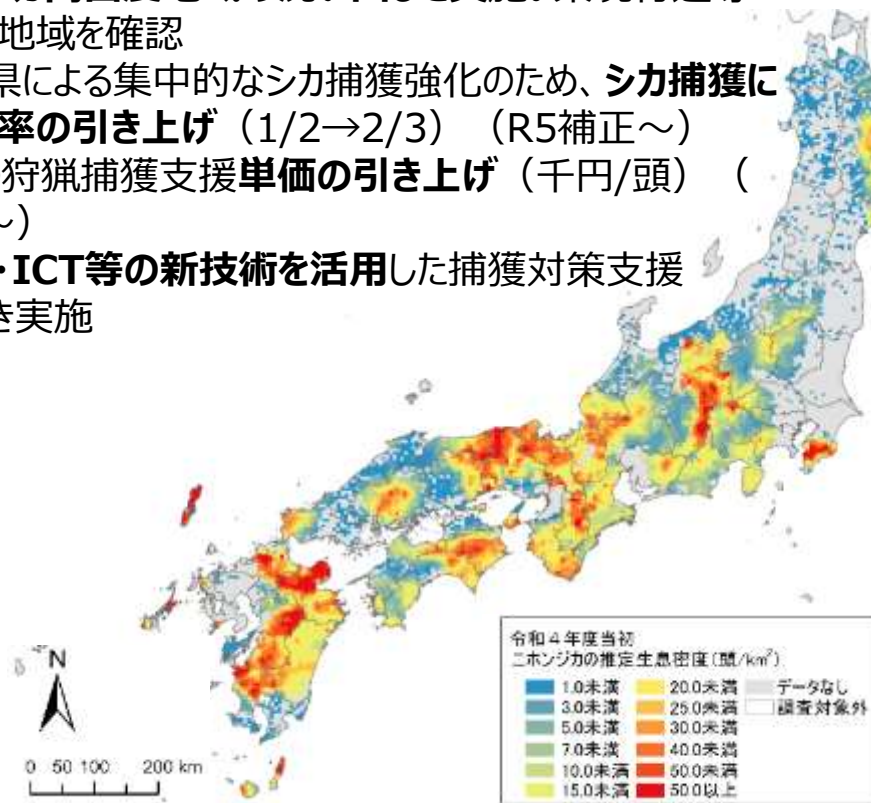
指定管理鳥獣対策事業交付金による捕獲対策の強化

- シカの個体数を効果的・効率的に減少させるため、**高密度地域の洗い出し**を実施※。
- 都道府県による**奥山等の高密度地域における集中的・広域的な捕獲等**に対する支援を拡充。

※本州以南のシカ密度分布図掲載URL https://www.env.go.jp/press/press_02936.html

【シカ高密度地域での集中捕獲】

- 環境省では、令和2年度から本州以南でシカ糞塊調査を実施し、**シカ高密度地域の洗い出し**を実施。県境付近等で高密度地域を確認
- 都道府県による集中的なシカ捕獲強化のため、**シカ捕獲に係る補助率の引き上げ**（1/2→2/3）（R5補正～）
- **雌ジカの狩猟捕獲支援単価の引き上げ**（千円/頭）（R5補正～）
- **ドローン・ICT等の新技術を活用した捕獲対策支援**も引き続き実施



【出典】環境省

【県境をまたぐ広域捕獲の推進】

- 都道府県による県境付近の広域捕獲の支援を拡充し、**県境をまたぐ広域捕獲**を強化（R4～）

	地域	種類	開始年度
1	福島県・茨城県・栃木県	シカ	R1
2	福島県・栃木県	シカ	R4
3	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県	イノシシ	R4
4	兵庫県・鳥取県	シカ	R4
5	神奈川県・静岡県	シカ	R5
6	三重県・滋賀県	シカ	R5
7	徳島県・愛媛県	シカ	R5
8	宮崎県・鹿児島県	シカ	R6

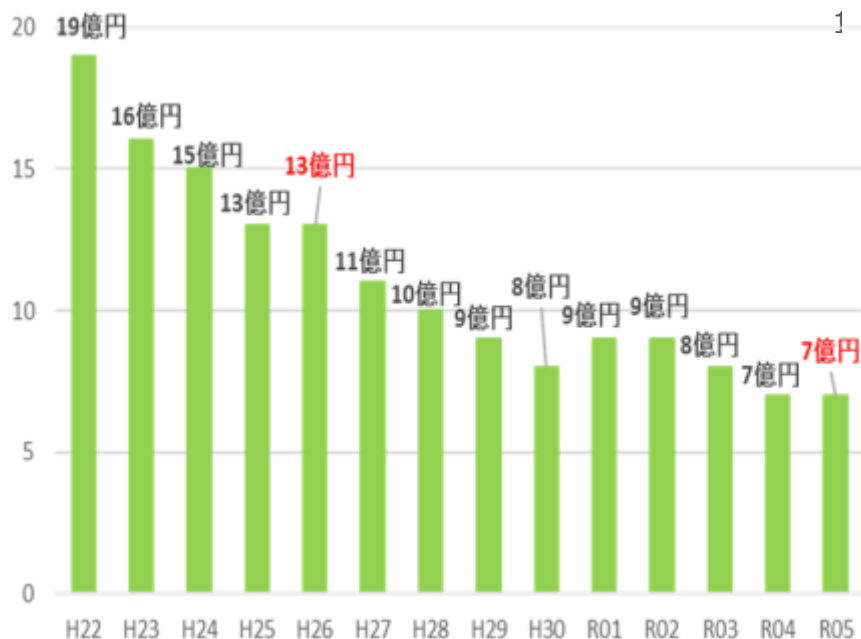
サルによる農作物被害の状況と今後の対策

- サルによる農作物被害の軽減に向け、平成26年4月に、環境省と農林水産省で、**サルの加害群※1の数を令和5年度までに半減**させる目標を設定。
- 比較可能な14府県※2の平成29年度及び令和4年度時点の特定計画等における**サルの加害群の数は微増**したが、追い払いや柵の設置等に加え、**加害性の高い群れ（加害レベル4及び5）の全頭捕獲**や**加害個体の捕獲を進め、農作物被害額は、平成26年度の13億円から令和5年度には7億円と約4割減少**。
- 今後は、**引き続き農作物被害の軽減を図るため、加害性の高い群れ（加害レベル4以上）を優先的に減少**させる。

※1 サルは群れ単位で行動するため、加害レベルに応じた群れ単位での対策が必要

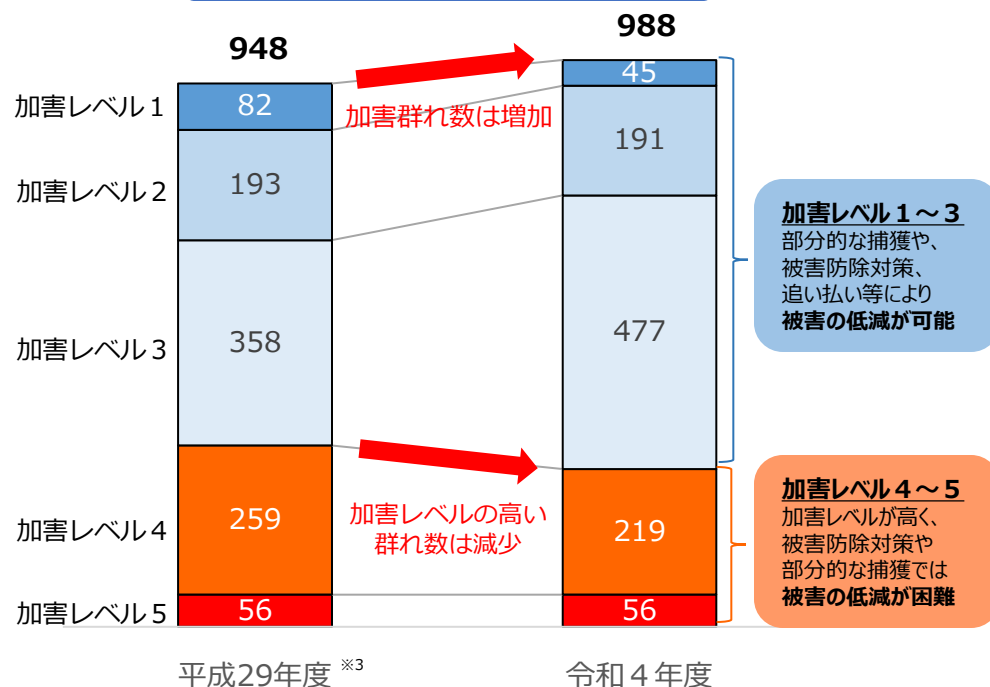
※2 青森、宮城、群馬、石川、福井、山梨、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、岡山、山口、徳島

サルによる農作物被害額の推移



【出典】農林水産省

サルの加害群れ数



平成29年度※3

※3 兵庫は平成30年度の群れ数

令和4年度

【出典】環境省

ニホンザルの特定鳥獣保護・管理計画ガイドラインの改定について



- これまでの取組によって被害が軽減した地域も見られるが、ニホンザルの**生息数や分布域は増加・拡大傾向**にあり、依然として被害が発生している地域も見られる。
- このため、**特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）を改定**※し、都道府県による対策への技術支援を引き続き実施。

※令和6年5月31日に報道発表

【改定案のポイント】

1. 加害レベル4以上の群れの優先的な捕獲方針の明示

- **加害レベル4以上の群れについて、全頭捕獲を含め、優先的に捕獲を進める。**（ただし、管理を進める上で配慮が必要な地域においては配慮事項を踏まえて捕獲手法を検討・選択する。）

2. 捕獲実施の意思決定の簡略化

- 被害軽減を目的とした実効性のある計画的な捕獲を実施するため、4段階のモニタリングステップのうち、まずはステップ2（群れの位置・数・サイズ・加害レベルの把握）まで進めることを推奨。

3. 管理を進める上で配慮が必要な地域（※）（以下「要配慮地域」）の選定

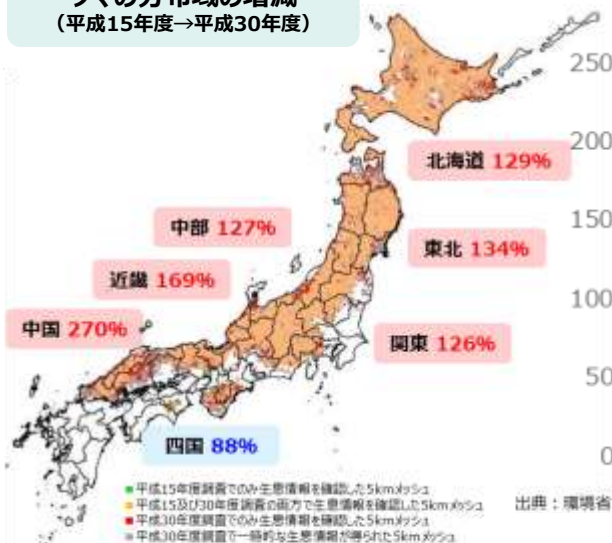
- 被害軽減のために**積極的な個体群管理が可能な地域**（＝連続性が強固な地域）と**保護に配慮が必要な地域**（＝連続性が脆弱な地域）を都道府県が**判断する基準として、要配慮地域を選定。**

（※）要配慮地域…Enari et al.（2022）による解析結果を基に抽出した、個体群間の連続性が脆弱な地域。管理（捕獲）を進める上で、個体群の連続性と規模に配慮が必要な地域。

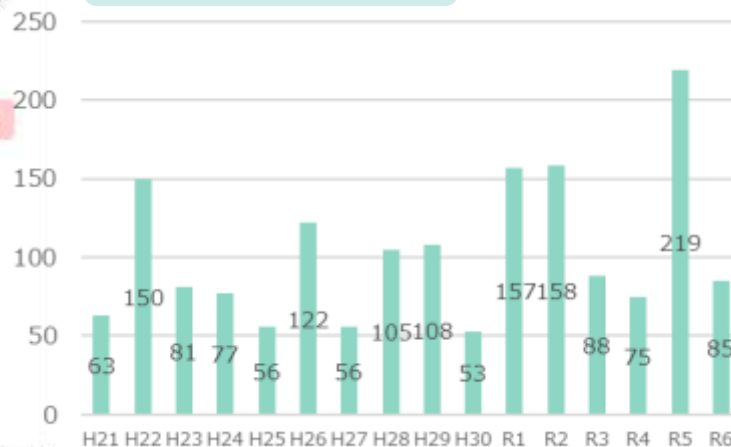
1 R7法改正の背景

- 近年、クマ等の人の日常生活圏への出没が増加し、生活環境の保全上の支障が生じる事例が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる人身被害の人数が過去最多。
- 現行の鳥獣保護管理法は、住居集合地域等※1における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かつてする銃猟、夜間の銃猟を禁止（第38条）。
- 現に危険が生じている場合は警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、緊急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合においてより予防的・迅速な対応が必要。

クマの分布域の増減
(平成15年度→平成30年度)



クマによる人身被害人数



令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による人身被害が過去最多（198件、219人）を記録。

クマによる事故の事例

札幌市東区にて、住宅が建ち並び、商業施設も混在する住宅地に出没したヒグマが市民4名を相次いで攻撃。

(令和3年6月18日)



現場対応する札幌市職員・警察官・猟友会等（札幌市提供）

クマ被害対策施策パッケージ（令和6年4月15日公表）

環境省、農林水産省、林野庁、
国土交通省、警察庁

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病害虫被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要



人の日常生活圏に**クマ等**が出没した場合に、地域住民の**安全の確保の下で銃猟を可能**とする。



■ 背景

クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる**人身被害の人数が過去最多**※1

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等**※2における銃猟、**建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止**（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、**膠着状態にある場合において、より予防的・迅速な対応を可能とする必要。**

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する**危害を防止する措置が緊急に必要で、**
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、危険鳥獣の銃猟を捕獲者**※4に委託して実施させることができる（**緊急銃猟**）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれ大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事に応援を要請**することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



北海道斜里町提供
市街地に出没したヒグマ



福井県提供
建物の中庭に侵入したツキノワグマ



北海道札幌市提供
対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

＜施行期日＞ 公布の日から起算して**6月**を超えない範囲で政令で定める日（令和7年9月1日予定）

※上記法案による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施

緊急銃猟ガイドライン（仮称）の構成

市町村担当者等を主対象として、緊急銃猟を実施する際の事前の準備事項、実施の判断、実施の流れや配慮事項等をわかりやすく示す。

1 はじめに

（１）緊急銃猟制度とは （２）本ガイドラインの概要、位置付け （３）用語の整理 （４）本ガイドラインの構成

2 各主体の役割

3 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備

（１）対応マニュアルの作成 （２）必要な人員・関係者の協力体制の確保 （３）机上及び実地訓練・研修等の実施
（４）備品の確保 （５）保険の加入

4 緊急銃猟の実施について

（１）住民等からの通報・緊急銃猟に関する計画の調整
（２）都道府県に対する応援の要請
（３）安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備
（４）緊急銃猟に係る条件の確認
（５）緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達
（６）緊急銃猟のための土地の立入等（土地の立入、障害物の除去）
（７）緊急銃猟の実施
（８）原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認まで
（９）損失補償手続き
（１０）捕獲後の実績の記録

5 事例

6 緊急銃猟の留意点（対象鳥獣の性質等）

7 警察との連携等について